

福島県知事 佐藤雄平 様

# 要 望 書

(平成 23 年度知事を囲む商工会代表者会議)

平成 23 年 1 月 2 日

福島県商工会連合会

会長 田子 正太郎

## 趣 旨

平素は、中小・小規模事業者に対する御支援並びに商工会の事業推進につきましては、格別のご高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

去る3月11日に発生した東日本大震災・福島第一原子力発電所の事故以来8ヶ月が過ぎようとしておりますが、自主避難を含め、未だ避難生活を余儀なくされている中小・小規模事業者の中には、事業再開の目途が全く立たない者が数多くいるのが実態であります。さらに、原発事故が収束しない中で、原子力災害に伴う風評被害等が拡大し、観光関連分野にとどまらず、食品や繊維製品の加工・製造分野など、県内のあらゆる産業に多大な打撃を与えております。

県商工会連合会及び傘下89商工会では、被災地域の中小・小規模事業者の事業の存続並びに早期再生に向け、原発事故直後から組織一体となって相談・支援業務に取り組んで参りました。しかしながら、現在のような状況が長期化する中で、中小・小規模事業者は、否応なしに廃業、倒産に追い込まれ、結果として、長年培ってきた経営資源や経営環境、さらには地域のコミュニティ機能も喪失してしまうこととなります。

つきましては、下記の要望事項について迅速かつ十分な措置を講じられますよう、各段の御支援を賜りたく要望いたします。

### 《要望事項》

1. 原子力損害賠償の完全実施と確実な対応
2. 早急な復興計画の策定と確実な実行
3. 中小企業・小規模企業支援対策の充実強化
4. 商工会における企業支援機能強化への支援拡充

## 1. 原子力損害賠償の完全実施と確実な対応

去る8月5日、原子力損害賠償紛争審査会において「中間指針」が策定されたが、福島県の被害を十分に反映したものとはなっていない。我々が第一に望むことは、3月11日の事故以前の生活に戻ることであり、本件事故により被った様々な損害は、すべて賠償されることが大原則である。

については、東京電力は、原子力災害の当事者であることを忘れず、「中間指針」に明記されていない損害についても幅広く賠償の対象とすべきであり、被害の実態に見合った迅速かつ十分な損害賠償等の完全実施について、東京電力及び原子力発電を国策として推進してきた国に対する力強い働きかけをお願いするとともに、特別立法（原子力損害賠償）の早期制定等により、被害者の実態に見合った十分な賠償等が実施されるよう強く要望する。

## 2. 早急な復興計画の策定と確実な実行

8月11日に策定された福島県復興ビジョンを踏まえ、放射線医学の研究推進や診断・治療技術の高度化と関連する医療機器産業の育成や再生可能エネルギー産業の集積による産業振興や雇用の確保など、主要な施策や事業に係る復興計画を早急に策定し、優先順位を定めて確実に実行されるよう要望する。

特に、大気・水・建物・土壌・農地・森林などの除染対策と放射性廃棄物の処理は、福島県再生のための喫緊の課題であり、復興計画策定に際しては、具体的な方針を示し、迅速かつ着実に進め、安心・安全を取り戻していくよう強く要望する。

### 3. 中小企業・小規模企業支援対策の充実強化

#### (1) 「特定地域中小企業特別資金」の支援内容等の拡充

福島県と国により創設された「特定地域中小企業特別資金」について、政府による避難等の指示により避難していた中小・小規模事業者が、避難等の指示解除により地域内で事業を継続・再開する場合についても必要な事業資金が融資される支援内容への拡充並びに取扱期間の延長及び融資額の拡大をしていただきたい。

また、避難していた中小・小規模事業者が事業を継続・再開し、早期に経営の安定化や生活の立て直しを図ることを支援するため、「特定地域中小企業特別資金」の用途を拡大し、既往債務の借り換えや一本化を行う場合にも活用できるようにしていただきたい。

#### (2) 復興支援融資制度（仮称）の創設

東日本大震災・原子力災害に伴う風評被害並びに間接被害や新潟・福島豪雨被害等により、福島県内の中小・小規模事業者の経営環境は極めて悪化しているため、これら県内全域の中小・小規模事業者を対象とし「特定地域中小企業特別資金」と同程度の融資制度を創設していただき、企業の復興を支援していただきたい。

### (3) 県制度資金の拡充

県制度資金の拡充、特に「ふくしま復興特別資金」、「震災対策特別資金」、「経営安定特別資金」については、融資要件等の緩和（売上高減少比率、金利低減、利子補給期間等）並びに融資枠の拡大と取扱期間の延長をしていただきたい。

### (4) 中小企業等復旧・復興支援補助事業等の継続と拡充等

中小企業等復旧・復興支援事業「(1)空き工場・空き店舗等による事業再開支援事業、(2)工場・店舗等再生支援事業、(3)産業復興支援事業」については、被災中小企業者が復旧・復興するまで継続をお願いとともに、補助対象条件（業種転換、従業員数の維持、(1)に係る設備取得費）の緩和並びに補助枠の拡大及び補助率の拡充をしていただきたい。

また、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業についても、事業継続と補助枠の拡大及び補助率の拡充をしていただきたい。

### (5) 公共事業の被災中小企業者への優先発注と被災者の優先雇用

東日本大震災・原子力災害並びに新潟・福島豪雨災害等の復旧・復興に伴う各種公共工事については、地元中小企業者特に地元被災中小企業者への優先発注と被災者の優先雇用をお願いするとともに、資材・部品等の地元調達並びに分割発注等により、地域経済の早期回復を図っていただきたい。

## (6) 業種・業態転換等支援事業（仮称）の創設

東日本大震災・原子力災害に伴い、事業継続が困難となった中小・小規模事業者が業種・業態転換等を図る場合、また、働く場を失った従業員が自ら新規開業する場合など、経済環境の変化に積極的に対応しようとする者を対象として、業界動向の分析をはじめ、資金計画の作成、営業戦略の策定など、業種転換等を実現化するため、各種専門家集団によりコンサルティングを行う支援メニューを創設していただきたい。

## 4. 商工会における企業支援機能強化への支援拡充

### (1) 小規模事業経営支援事業の充実

小規模事業者を地域経済社会の活力ある担い手として育成し、健全な発展を支援するため、商工会活動の原点である巡回訪問の徹底等による経営支援の充実を始め、経営革新、創業支援、事業承継や農商工連携等の推進など、地域や小規模企業の期待に応えるべく支援機能の強化を進め、積極的に事業展開を行っている。

今般の東日本大震災及び原子力発電所の事故により、県内の中小・小規模事業者は深刻な状況に置かれており、その経営を継続し雇用を維持するために、最も身近な相談窓口である商工会に期待される役割は極めて大きくなっている。

このような中で、中小・小規模事業者の経営・金融支援はもとより、原子力災害損害賠償の支援など、緊急な要請に応え直接企業を支援する態勢を強化するため、商工会の事業活動を盤石にする必要がある。

については、平成24年度予算編成にあたり小規模企業支援を行う商工会等への予算が、これまで以上に十分かつ確実に措置されるよう強く要望する。

また、特に原発事故に伴う「警戒区域等」の商工会においては、地区内商工業者数の大幅な減少が予想される一方で、再起を図る中小・小規模事業者も多く、以前にも増して商工会の役割が重要となっていることから、復旧・復興するまでの補助対象職員人件費の全額補助について、特段のご配慮を強く要望する。



## (2) 中小企業者復興支援事業（緊急雇用創出基金事業）の延長等

県内の中小企業者の復興を支援するため商工会等に設置された「復興支援員」については、被災中小企業者が復旧・復興するまで延長をしていただきたい。

## (3) 商工会館の復旧建設等への助成

指導用施設としての商工会館復旧補助金については、今年度国において予算化されているが、今年度内に着工完成する必要がある。

しかしながら、施設の大規模被害等や警戒区域等の商工会及び被災自治体の復興計画等がこれから策定されること等から、翌年度以降の復旧建設する商工会に対して、地域の中企業が疲弊している実態を考慮し、復旧建設に対する補助金等の特別措置を講じていただきたい。

## (4) 復興市・復興物産展等の開催費の助成

地元の観光資源及び地元産品等をPRするため、復興市・復興物産展（仮称）等を県内外で開催するための予算を講じていただきたい。